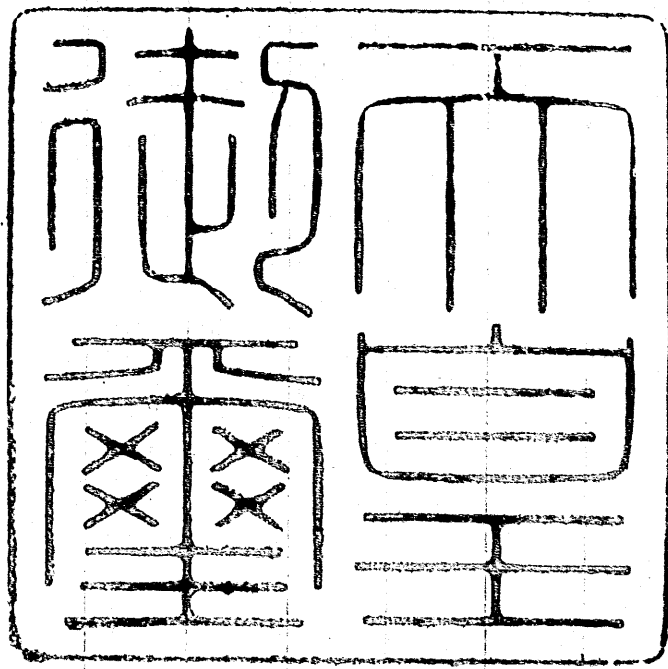


勅令第百三十二号

朕日本興業銀行法等ニ依ル市街地及地方ノ指定ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

陛下



月

明治四十四年四月二十九日
内閣總理大臣兼公爵桂 太郎

勅令第三百三十二號

日本興業銀行法第九條ノ二ノ規定ニ依

リ市街地ヲ指定スルコト左ノ如シ

北海道 札幌區 小樽區 函館區

旭川町

八王子町

明石町

高田町

浦和町

桐生町

川越町

東京府

兵庫縣

新潟縣

埼玉縣

群馬縣

東京府 兵庫縣 新潟縣 埼玉縣 群馬縣 千葉縣 栃木縣 静岡縣 山口縣 福岡縣

八王子町 明石町 高田町 浦和町 桐生町 千葉町 栃木町 濱松町 山口町 大牟田町

若松町

足利町

川越町

千葉縣 栃木縣 静岡縣 山口縣 福岡縣 宮崎縣 依り市街地

千葉町 栃木町 濱松町 山口町 大牟田町 宮崎町 札幌區 旭川町

足利町

若松町

小樽區 函館區

日本勸業銀行法第十四條ノ二ノ規定ニ
依リ市街地ヲ指定スルコト左ノ如シ

宮崎縣 宮崎町

農工銀行法第六條ノ二ノ規定ニ依リ市街地ヲ指定スルコト左ノ如シ

東京府 八王子町

兵庫縣 明石町

新潟縣 高田町

埼玉縣 浦和町 川越町

群馬縣 桐生町

千葉縣 千葉町

栃木縣 栃木町 足利町

静岡縣 濱松町

山口縣 山口町

福岡縣 大牟田町 若松町

宮崎縣 宮崎町

農工銀行法第七條ノ規定ニ依リ同法第六條ノ二ノ貸付制限額ヲ超過シ得ル地方ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 拂込資本金額及農工債券發行額ノ四分ノ三迄増加シ得ルモノ
東京府 京都府 大阪府

二 拂込資本金額及農工債券發行額

ノ四分ノ二迄増加シ得ルモノ

神奈川縣 兵庫縣 長崎縣

愛知縣 廣島縣

附則

本令中第一項ノ規定ハ公布ノ日其ノ他

ノ規定ハ明治四十四年七月一日ヨリ之

ヲ施行ス